



# 適応計画見直しに向けた検討について

令和8年3月16日

環境省 地球環境局 総務課

気候変動科学・適応室



## 第9回気候変動適応推進会議の開催

- 第3次気候変動影響評価報告書を2026年2月16日に公表。
- 同報告書の公表を踏まえ、同月17日に気候変動適応推進会議を開催。
  - 令和8年度中に気候変動適応計画の見直ししていく方針を確認。



石原環境大臣による開会挨拶

○石原環境大臣 挨拶 ※抜粋

報告書では、農林水産業や自然災害、健康など幅広い分野で、重大な影響があると評価しており、特に優先的に対応が必要となる気候変動影響を特定しています。

こうした影響は、地域の社会や経済に危機的な影響を与えるおそれがあり、国民の命と財産を守るべく適応策を推進していくことは、喫緊の課題と考えています。



会議の様子

- 世界的影響が予測される中、気候変動は人類の存在にかかわる安全保障上の問題。
- 気候変動影響評価報告書は、現在から将来にわたって様々な気候変動影響が生じる可能性を示唆。我が国の地域社会や経済に危機的影響を及ぼすリスク。

# 現行の気候変動適応計画

令和3年10月22日閣議決定  
(令和5年5月30日一部変更)



## 目標

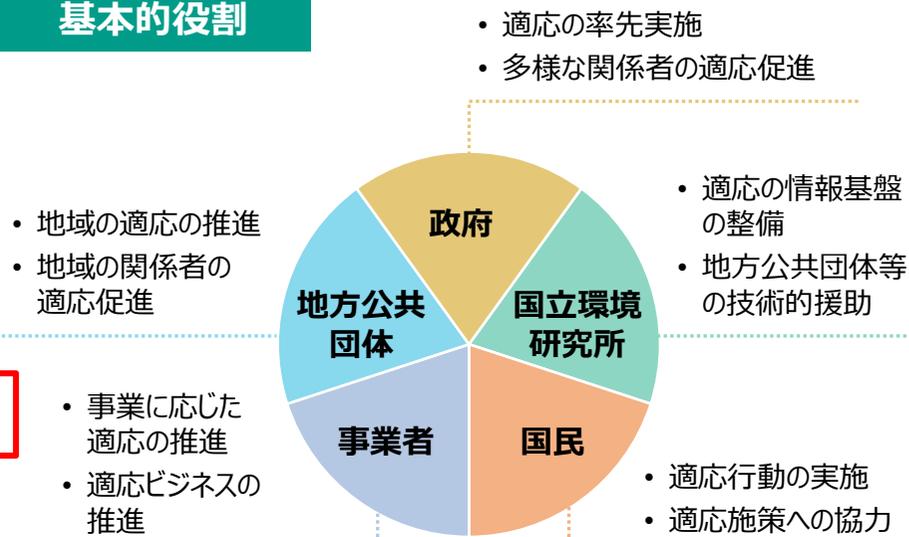
気候変動影響による被害の防止・軽減、  
国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、  
自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、  
安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す

## 計画期間

今後おおむね5年間（閣議決定から令和8年度まで）

本日の議論

## 基本的役割



## 基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進

- あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
- 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
- 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
- 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
- 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
- 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
- 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

## 進捗管理

PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標※の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施

※ 分野別施策KPI（大項目）の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など

# 現行の気候変動適応計画

令和3年10月22日閣議決定  
(令和5年5月30日一部変更)



## 気候変動の影響と適応策（分野別の例）

農林水産業	<b>影響</b> 高温によるコメの品質低下 <b>適応策</b> 高温耐性品種の導入	自然生態系	<b>影響</b> 熱帯・亜熱帯の造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 <b>適応策</b> モニタリングやサンゴ礁の保全・再生	産業・経済活動	<b>影響</b> 安全保障への影響 <b>適応策</b> 影響最小限にする視点での施策推進
自然災害	<b>影響</b> 洪水の原因となる大雨の増加 <b>適応策</b> 「流域治水」の推進 <b>影響</b> 土石流等の発生頻度の増加 <b>適応策</b> 砂防堰堤の設置等		健康	<b>影響</b> 熱中症による死亡リスクの増加 <b>適応策</b> 高齢者への予防情報伝達 <b>影響</b> 様々な感染症の発生リスクの変化 <b>適応策</b> 気候変動影響に関する知見収集	国民生活・都市生活
水環境・水資源	<b>影響</b> 灌漑期における地下水位の低下 <b>適応策</b> 地下水マネジメントの推進等				

## 気候変動適応に関する基盤的施策

- 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用
- 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進
- 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

## 熱中症対策実行計画に関する基本的事項

実行計画の目標及び期間、実行計画に定める施策や取組（関係者の基本的役割、熱中症対策に関する具体的施策、熱中症対策の推進体制並びに実行計画の見直し及び評価等）を定める旨を規定

# (参考) 気候変動適応法の施行状況について

- 気候変動適応法の附則において、**施行後5年を経過した場合における施行状況の検討**が規定されており、**R5年12月で施行後5年を迎えたことから**、R6年1月より、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、検討を開始。
- 第1回（1月）施行状況のレビュー、第2回（3月）関係者（国立環境研究所、自治体、民間企業）へのヒアリング、第3回（7月）中間とりまとめ案の議論を経て、**R6年8月に中間とりまとめを公表**。

## 中間とりまとめのポイント

・適応法に基づく各種施策及び各関係者による取組が着実に進められてきたことを評価。

・一方、適応の重要性が指摘されている中で、課題あり（右表）。

・適応策は、**気候変動に対する強靱な社会の実現**だけでなく、**緩和策や防災、生物多様性など他分野とのシナジーにより、それぞれの関係者の抱える課題を同時に解決し、またウェルビーイングを向上させるポテンシャルがあり、適応法に基づく取組を一層深化させるとともに、関連分野とのさらなる連携と実践を進めていくことが重要であるとの期待が示された。**



中間取りまとめで示された課題と今後の展開を踏まえ、国において、関係者と連携しつつ施策を推進していく。

## 中間取りまとめで示された主な課題と今後の展開

①気候変動適応策の効果把握・進捗評価	・効果・進展を適切に把握・評価するため、その基盤として更なる科学的知見の充実が重要。
②科学的知見の充実・活用及び気候変動影響の評価	・社会・経済的な脆弱性を考慮した評価のさらなる強化が必要。 ・緩和策や防災対策、生物多様性対策などのコベネフィットやトレードオフに関する知見の強化や見える化が必要。
③地域の適応の促進	・人員や予算、ノウハウの不足が課題。複数の地方公共団体による地域適応計画の共同策定の促進が重要。 ・地域適応センターの強化が重要。 ・適応の推進は、地域の強靱化だけでなく、他分野とのシナジーにより地域の課題を同時に解決し、ウェルビーイングを向上させるポテンシャルがある。効果の見える化や事例の創出・適切な評価及びそれらの横展開が必要。
④民間企業の適応の促進	・企業にとってのメリットの見える化や適応ビジネスの成功事例の創出・横展開が必要。
⑤国民とのコミュニケーション	・気候変動を自分事として感じてもらえるよう、情報ツールの活用やコミュニケーターとの連携など、効果的なアプローチの検討が必要。
⑥国際展開	・日本の優れた適応に係る技術やサービスを海外展開していくことは、我が国の民間事業者のビジネスチャンスにもなり得る。関係機関と連携した海外展開を進める必要がある。

---

# 1. 次期適応計画における目標について

---

# 次期適応計画の目標

- 現行の気候変動適応計画（令和3年10月。以下「現行適応計画」）の目標は以下のとおり。

## ○現行適応計画

### 第1章 気候変動適応に関する施策の基本的方向

#### 第1節 目標

適応法は、気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

これを踏まえ、本計画では、気候変動適応に関する施策を科学的知見に基づき総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。

- 引き続き、現行適応計画の目標を念頭におきつつ、これらの目標達成に向け、昨今の社会情勢を踏まえ、次のような必要な視点を取り込む等、見直しを行うこととしたい。（現行適応計画の視点については、次ページ参照）
- 例えば、国土強靱化対策等を通じて様々なリスクを最小化し経済成長につなげていく視点や、適応を行うことで地方創生等の便益を生みつつウェルビーイングの向上につなげていく視点等。
- これらの視点は、以降の基本戦略の議論の中でご議論いただきたい。

# (参考) 現行の気候変動適応計画における目標 (及び視点)



## 第1章 気候変動適応に関する施策の基本的方向

### 第1節 目標

適応法は、気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

これを踏まえ、本計画では、気候変動適応に関する施策を科学的知見に基づき総合的かつ計画的に推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。

気候変動適応の推進に当たっては、科学的知見の充実及び我が国の調査研究機関等の英知を集約した情報基盤の整備を図り、信頼できるきめ細かな情報に基づいて、多様な関係者が連携し、各分野において効果的に気候変動適応を推進していく。また、国内外の脆弱性の高い集団や地域に配慮しつつ、現在及び将来の気候変動影響による被害の防止・軽減に主眼を置くことは当然であるが、これに加えて、将来の気候変動予測を踏まえて、例えば、新たな農林水産物のブランド化や自然災害に強靱なコミュニティ作りを行うなど、適応の取組を契機として地域社会・経済の健全な発展につなげていく視点も重要である。さらに、人口の減少やアフターコロナなどの社会経済的視点に加え、自然の性質を活かして災害をいなしてきた古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」や NbS (Nature-based Solutions: 自然を活用した解決策) といった新たな視点についても考慮することが重要である。

---

## 2. 次期適応計画に向けた基本戦略のポイント

---

# 次期適応計画の基本戦略の方向性について

## 現行適応計画に基づく取組の進展について

※()内No.は、資料1-1(P.5~6)における基盤的施策に関するKPIのNo.に対応

- **国**に関して、実施されている適応の取組や予測・評価に関する事業数(①No.1,8)、観測の取組・データ整備状況(①No.6,7)等を踏まえれば増加傾向にあり、**適応の取組が進められつつある。**
- **気候変動適応センター**に関して、A-PLAT,AP-PLATの情報が充実(①No.12,17,23,26,28)し、**情報基盤整備が進められている。**
- **地方自治体**に関して、地域適応センターの設置状況(②No.18,19)や地域気候変動適応計画の策定率(②No.20,21)は順調に増加しており、**体制整備が進んでいる。**
- **事業者**に関して、事業の適応に関するA-PLATのアクセス数の増加(②No.27)がみられ、事業者における**適応への関心が高まりつつある可能性がある。**
- **国民**に関して、認知度が変わっておらず(資料1-1 p.3 ⑤)、**一層の取組が必要。**

## 今後の基本戦略として、次のようなことが重要ではないか。

- 適応法及び現行適応計画に基づく**国による各種施策及び地方自治体や気候変動適応センターによる取組が着実に進められてきており、適応を進めるための基盤が整備が進んでいる。**
- **今後は、あらゆる関係者が気候変動を自分事としてとらえ、行動に移していくことが重要。こうした適応の実践を後押しすることに重点を置いた基本戦略を検討したい。**
- 適応による行動を後押しする前提として、**すべての関係者が適応策に取り組むことがそれぞれのウェルビーイング向上につながることを理解の促進が重要。**

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## おわりに

気候変動への適応は、国民1人1人、地域、企業など全ての関係者にとって自分事として捉える必要がある重要な取組である。一方で、適応の分野は多岐にわたるため、地理的特徴や社会的集団、業種などにより、優先すべき適応が異なることを踏まえて、限られたリソースを効率的・効果的に活用しつつ取り組んでいくことが重要である。また、適応策は、気候変動に対する強靱な社会の実現だけでなく、緩和策や防災、生物多様性など他分野とのシナジーによるコベネフィットの創出が可能となる取組が多く存在する。他分野とのシナジーにより、それぞれの関係者の抱える課題を同時に解決し、またウェルビーイングを向上させるポテンシャルがある。

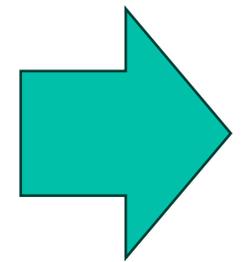
既に取り組まれていることが気候変動への適応策として有効であったり、適応策が他にも便益を生んでいたりすることがあっても、それが十分に理解されていない現状がある。それらを見える化するなどにより、**国民1人1人、地域、企業など全ての関係者が適応策に取り組むことがそれぞれのウェルビーイング向上につながることを理解し、気候変動を自分事としてとらえ、行動に移していくことが重要**である。気候変動による甚大な影響が国内外で顕在化するなか、適応法に基づく取組を一層深化させるとともに、関連分野とのさらなる連携と実践を進めていくため、本報告書で取りまとめた課題と今後の展開を踏まえ、国において各関係者と連携しつつ必要な措置を講じていくことを期待する。

## 次期適応計画の基本戦略の方向性（案）

- 関係主体の行動変容により、適応の実践につなげていくことに重点をおいて、次期適応計画における基本戦略を検討したい。
- 本日は、次期適応計画の基本戦略に含めるポイントについてご議論いただきたい。
- またこれらの基本戦略を進めるうえで、必要な視点（現行適応計画では目標の一部）についてもご議論いただきたい。

### 次期適応計画の基本戦略の検討に向けた6つのポイント（案）

- ① 深刻な影響に対して適応に係る国の施策を重点的に推進
- ② あらゆる関連施策と気候変動適応策によるシナジーの推進
- ③ 適応の実践促進につながる科学的知見の充実
- ④ 便益が実感できる適応等による地域の実践の促進
- ⑤ 気候変動適応を通じた事業者の競争力強化
- ⑥ サプライチェーンの強靱化等につながる国際協力の推進



次ページ以降に  
詳細を記載

### （参考）現行適応計画における7つの基本戦略

- ① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
- ② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
- ③ 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
- ④ 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
- ⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
- ⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
- ⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する

---

**ポイント①：深刻な影響に対して適応に係る国の  
施策を重点的に推進**

---

## ポイント①：深刻な影響に対して適応に係る国の施策を重点的に推進

### 背景

第3次気候変動影響評価報告書では、影響の重大性の評価が2段階から3段階に細分化したことに加えて、「特に優先的に対応が必要な項目」を明らかにした。この点、**国における気候変動影響の科学的知見は現行計画の策定時と比して、より一層充実化がされてきた**と考えられる。

### 基本戦略に組み込む要素（案）

- **次期適応計画をより効果的・効率的なものとしていくためには、国が行う施策の方向性を明確にすることが重要であることから、「特に優先的に対応が必要な項目」への対応を中心に、国として強化すべき施策を次期計画においてまとめていきたい。**
- なお、今回の整理は優先度を明確にするものであり、**引き続き、気候変動影響に対して幅広い取組を行っていく必要がある点に留意**が必要である。

#### <施策の例>

具体的な施策については、関係府省庁の出席する気候変動適応推進会議において、議論を進めるとともに、今後の気候変動影響評価・適応小委員会において、議論の報告をさせていただきたい。

# (参考) 現行の気候変動適応計画

令和3年10月22日閣議決定  
(令和5年5月30日一部変更)



## 気候変動の影響と適応策 (分野別の例)

農林水産業	<b>影響</b> 高温によるコメの品質低下 <b>適応策</b> 高温耐性品種の導入	自然生態系	<b>影響</b> 熱帯・亜熱帯の造礁サンゴ生育海域消滅の可能性 <b>適応策</b> モニタリングやサンゴ礁の保全・再生	産業・経済活動	<b>影響</b> 安全保障への影響 <b>適応策</b> 影響最小限にする視点での施策推進
自然災害	<b>影響</b> 洪水の原因となる大雨の増加 <b>適応策</b> 「流域治水」の推進 <b>影響</b> 土石流等の発生頻度の増加 <b>適応策</b> 砂防堰堤の設置等		健康	<b>影響</b> 熱中症による死亡リスクの増加 <b>適応策</b> 高齢者への予防情報伝達 <b>影響</b> 様々な感染症の発生リスクの変化 <b>適応策</b> 気候変動影響に関する知見収集	国民生活・都市生活
水環境・水資源	<b>影響</b> 灌漑期における地下水位の低下 <b>適応策</b> 地下水マネジメントの推進等				

## 気候変動適応に関する基盤的施策

- 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用
- 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進
- 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進

## 熱中症対策実行計画に関する基本的事項

実行計画の目標及び期間、実行計画に定める施策や取組（関係者の基本的役割、熱中症対策に関する具体的施策、熱中症対策の推進体制並びに実行計画の見直し及び評価等）を定める旨を規定

# (参考) 第3次気候変動影響評価報告書のポイント (概要)

第3次気候変動影響評価においては、以下を踏まえて実施。

- ① **最新かつ広範な科学的知見を反映**
- ② **影響の重大性の評価を2段階から3段階に細分化**
- ③ **特に強い影響を受ける地域や対象の整理**
- ④ **適応策及びその効果に関する知見の整理**

現状から将来予測にわたって重大性・緊急性・確信度が高いなど**特に優先的に対応が必要な項目※**が明らかになった。 ※重大性（現状、1.5～2℃上昇時、3～4℃上昇時）・緊急性・確信度の評価が全てレベル3の項目及び分野別WGで、重大性及び緊急性がレベル3かつ、新たに追加された項目又は社会的関心の高さ等を勘案して取り上げるべきとされた項目

## 特に優先的に対応が必要な項目の影響の概要

### 【農業・林業・水産業】

- 水稲：コメの収量・品質低下
- 果樹：ミカン・リンゴ等果樹の栽培適地の変化
- 農業生産基盤：大雨による農地・農業設備への被害
- 沿岸域・内水面漁場環境等：海水温の上昇によるワカメ等の不漁

### 【水環境・水資源】

- 水供給(地表水)：渇水の増加・農業用水等の不足

### 【自然生態系】

- 亜熱帯：珊瑚の白化現象の頻度増加
- 温帯・亜寒帯：海藻等の分布域の縮小・北上
- 分布・個体群の変動：生物の分布域の変化

### 【自然災害・沿岸域】

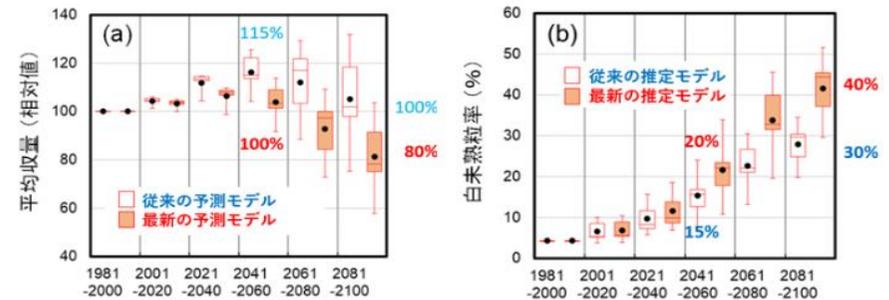
- 洪水：洪水の発生地点数の増加
- 内水：内水氾濫の可能性の増加・浸水時間の長期化
- 土石流・地すべり・土砂流出等：時間降水量の増加による土砂災害発生件数の増加

### 【健康】

- 暑熱：気温上昇に伴う、熱中症による救急搬送者数・死亡者数の増加や循環器系疾患等での死亡率・入院・救急搬送者数の増加

### 【産業・経済活動】【国民生活・都市生活】

- インフラ・ライフライン等：大雨・台風等による電気・ガス・水道などのライフラインの寸断



水稲の収量(a)および白米熟粒率(b)の20年毎の推移(全国平均)(RCP8.5) (Ishigooka et al., 2021)



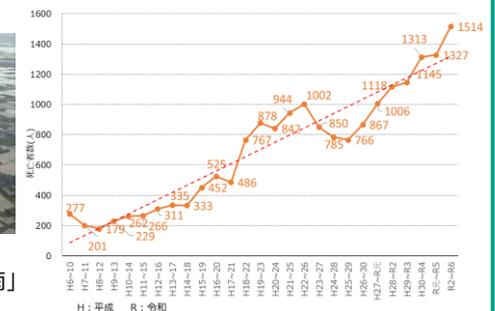
白化した珊瑚

「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」 (環境省)



大雨による被害

「災害・防災情報：6月29日からの大雨」 (国土交通省)



熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移 (人口動態統計から環境省作成)

# (参考：例) 環境省における気候変動適応の取組の例

- **個別分野の影響に対する適応策**も措置。代表的には**熱中症対策を推進**。
- **熱中症警戒情報の発信強化**と**クーリングシェルターの指定の促進**等を実施。

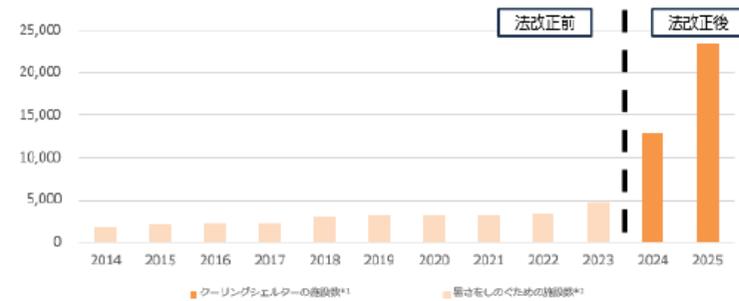
## 熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の運用 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定状況

### 近年の発表状況

一般名称	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
位置づけ	熱中症警戒アラート 気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)  <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 899回, R5: 1,292回 R6: 1,722回, ※R7: 1,749回	熱中症特別警戒アラート 気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)  法改正により、令和6年4月から運用を開始。現時点まで発表実績なし。
発表基準	府県予報区内の1地点以上で翌日又は当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33以上になると予測した場合に該当都道府県に発表	都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35以上になると予測した場合に該当都道府県に発表 (自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合においても発表)
発表時間	前日17時頃及び当日朝5時頃に発表	前日10時頃における翌日の予測値で判断し、前日14時頃に発表

※令和7年度運用期間：令和7年4月23日～令和7年10月22日  
 ※昨年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行っている。

### クーリングシェルター\*1を指定している施設数の推移



	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025 9月
クーリングシェルター施設数*3	1,758	2,123	2,192	2,317	2,980	3,104	3,104	3,175	3,289	4,758	12,860	23,311

\*1 気候変動適応法改正法第21条で規定する指定暑熱避難施設  
 \*2 指定暑熱避難施設以外の施設であって、自治体で開設している暑さをしのぐという趣旨に合致している施設  
 \*3 2014年から2023年の値は、令和5年12月実施の「令和5年度熱中症新制度の施行のための調査検討業務」より作成。  
 2024年の値は、令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報より作成。  
 2025年の値は、令和7年5月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報より作成。

この他、地方自治体職員向けの研修や、情報発信の取り組みも実施

# (参考：例) 農林水産省における気候変動適応の取組の例

## 「みどり加速化GXプラン」(愛称：MIDORI BOOST) の策定に向けた検討方向

- 農林水産省では、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化など、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を2021年に策定。
- みどり認定を受けた経営体は30,000を超え、オーガニックビレッジも150市町村を突破するなど、生産現場における環境負荷低減の取組は着実に進展。「みえるらべる」による消費者への働きかけや、J-クレジット等を通じた民間投資の動きも拡大。
- その一方で、我が国では高温や渇水による生産現場への影響が懸念される状況。また、温室効果ガス排出量取引制度(GX-ETS)の始動も控え、GXの推進が分野横断的な課題となっていることも踏まえると、みどり戦略に基づく取組の重要性はこれまで以上に高まっている状況。
- こうした状況の下、食料・農業・農村基本計画に基づき、持続性の高い農林水産業の実現のため、2030年を目途に集中的に推進すべき取組のとりまとめに向け、現場の声を伺いながら、「みどり加速化GXプラン」の検討を進めていく。

### ① 食料システム全体の連携強化と民間投資の呼び込み

生産現場と調達、加工・流通、消費との連携を強化するとともに、幅広い分野からの民間投資を呼び込む必要

- ・ 「みえるらべる」の普及・対象品目の拡大
- ・ J-クレジット等の方法論化の推進を通じた、官民の環境負荷低減技術の展開・普及による投資の呼び込み 等



### ② 食料生産を脅かす気候変動への適応

気候変動により厳しさを増す環境下においても安定して食料生産を行うことができるようにしていく必要

- ・ 高温障害に強い品種の開発・普及等
- ・ スマート農業技術の活用を含めた気温上昇等の環境変化に適応する技術の普及等

※高温耐性品種の例



### ③ 生産現場における取組のさらなる拡大

環境負荷低減に取り組む生産者が経営面でのメリットを実感できる環境整備を加速化する必要

- ・ みどり認定に基づく新たな環境直接支払交付金の創設
- ・ みどり法に基づく特定認定等、地域でまとまった取組のさらなる推進 等

### ④ 有機農業の面的拡大

持続性・発展性の高い有機農業の実現に向け、産地形成と流通・消費との連携を加速化する必要

- ・ 有機農業技術の体系化・普及を推進し、有機農業の産地形成を加速化
- ・ 有機農産物に対応した加工・流通体制の整備 等

➡ 2030年までを目途に集中的に推進すべき取組を「みどり加速化GXプラン」として今後とりまとめ

出典：第9回気候変動適応推進会議 資料より

# (参考：例) 国土交通省における気候変動適応の取組の例

## 【重点5】気候変動に適応できる社会の形成

- 気候変動の影響については、自然災害(水害、雪害、土砂災害等)の激甚化・頻発化が深刻化しており、緩和の取組を行っても完全には避けられず、その影響に備えるための適応策も同時に進めていくことが重要。
- あらゆる関係者の連携を強めながら、治水計画の見直しや流域治水の加速化・深化等ハード・ソフトが一体となった気候変動適応策や、ヒートアイランドや都市の暑熱対策を進め、気候変動に適応できる社会を形成していく。

### <主な施策>

#### ハード・ソフトが一体となった気候変動適応策

##### ◆治水計画の見直し、流域治水の加速化・深化

○ 2035年度までにすべての河川整備計画(国管理河川)で気候変動の影響を考慮した計画へ見直す。

○ 海岸保全基本計画における防護目標の設定等により適応策を推進。

○ 気候変動による災害外力の増大に対応するため、河川、ダム、砂防、海岸、下水道関係施設の整備等のあらゆる関係者によるハード・ソフト一体となった対策の一層の充実を図り、流域治水の加速化・深化を図る。

##### ◆道路啓開の実効性の向上

○ 道路啓開計画を法定化し、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施。

ハード × ソフト  
対策

##### ◆健全な水循環の意識醸成に向けた普及啓発、教育

○ 「水の週間」における中央行事「水を考えるつどい」等を通じ、健全な水循環の意識醸成に向けた普及啓発等を推進。

<水を考えるつどい>



<「水の日」ポスター>



##### ◆新技術や防災気象情報等を活用した防災・減災対策

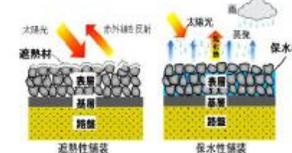
○ ドローンやAI等の新技術の活用を進め、国民目線に立ったわかりやすい情報発信等を推進。

○ 防災気象情報等の高度化や、災害発生の危険度を示す危険度分布(キキクル)等によって住民の避難行動を促進。

#### ヒートアイランド・暑熱対策

##### ◆生活環境の向上に資するヒートアイランド対策

○ 遮熱性舗装等の整備、まちなかの緑化空間の創出等、生活環境の向上に資するヒートアイランド対策を促進。



環境舗装のイメージ



緑化空間の創出のイメージ

##### ◆熱中症警戒アラートによる熱中症予防行動の促進

○ 環境省と共同で「熱中症警戒アラート」を発表し、暑さへの「気づき」を呼びかけ。

##### ◆新技術の創出・普及促進

○ ヒートアイランド対策に資する新技術の開発・普及。

<熱を宇宙空間に放出し、居住空間等を冷却できるフィルム>



(例) 第6回 エコプロアワード 国土交通大臣賞 「SPACECOOL®」

出典：第9回気候変動適応推進会議 資料より

---

**ポイント②：あらゆる関連施策と気候変動適応策  
によるシナジーの促進**

---

## ポイント②：あらゆる関連施策と気候変動適応策によるシナジーの促進

### 背景

- 現行適応計画においても、基本戦略に「あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む」ことを位置づけている。引き続き、**関係府省庁（環境省含む）の実施する施策間の連携が重要。**
- さらに、第六次環境基本計画においては、**環境分野以外の分野の政策と環境政策との統合、それによる相乗効果・シナジーを発揮していくことの重要性に言及。**
- また、気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ（令和6年8月。以下「中間取りまとめ」という。）において、「適応策は、気候変動に対する強靱な社会の実現だけでなく、緩和策や防災、生物多様性など他分野とのシナジーによるコベネフィットの創出が可能となる取組が多く存在する。他分野とのシナジーにより、それぞれの**関係者の抱える課題を同時に解決し、またウェルビーイングを向上させるポテンシャル**がある。」ことも言及。

### 基本戦略に組み込む要素（案）

- このことから、**他分野の政策とのシナジーを発揮していくことの重要性を念頭におきつつ、関係省庁のあらゆる関連施策に気候変動適応の組み込みを進めてまいりたい。**
- なお、他分野の関連施策との連携と同時に、**トレードオフを回避していくことも重要。**
- **緩和×適応の施策のシナジーについては、IPCC報告書においてもSDGsとの相乗効果の観点から、その重要性が指摘されており、重点的に取組を進めていく必要がある。**また、**生物多様性×適応の施策のシナジーについても、IPBES-IPCC合同報告書において、生態系の保護、持続可能な管理と再生のための多くの対策が適応についてもコベネフィットを生むとされており、重点的に取組を進めていく必要がある。**

#### <施策の例>

引き続き、気候変動適応推進会議の場などを活用して相互の情報共有を密に行うとともに、関係府省庁との横連携に努めてまいりたい。

# (参考) 現行の気候変動適応計画における関連記載

## 第1章 気候変動適応に関する施策の基本的方向

### 第4節 基本戦略

#### 1. 施策への気候変動適応の組み込み

##### 基本戦略① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む

気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災、農林水産業、生物の多様性の保全、その他の関連する施策との連携を図ることが重要となる。諸外国の気候変動適応に係る国家戦略では、既存の政府の取組や規制枠組みの中に気候変動適応を組み込んでいくことで、気候変動適応を主流化（メインSTREAMING）させるアプローチが広く採用されている。

このため、政府は、関係府省庁の連携協力の下、防災、農林水産業、生物多様性の保全など関連する施策に気候変動適応を組み込み、効果的かつ効率的に気候変動適応に関する施策を推進するとともに、政策の主流にしていくことを目指すことが重要である。また、地方公共団体においても同様に、地域気候変動適応計画の策定を契機とし、関係部局の連携協力を図り、関連する施策に気候変動適応を組み込んでいくことが求められる。

(略) 具体的な手法の検討にあたっては、我が国の社会経済及び自然環境の状況や地域ごとの特性、分野ごとの特性、気候変動影響の程度等を踏まえて、工学的・生態学的手法、土地利用、社会的・制度的手法等の様々な手法を適切に組み合わせ、社会システムや自然システムの健全性や連結性を確保し、強靱性を発揮できるよう、総合的に適応を進めていくという視点を持つことが重要である。また、適応策の立案や推進にあたっては、時間軸を意識することも重要である。気候変動の影響が現れている分野への対応は既に実施されている取組を含め、あらためて適応策として位置付けることで更なる推進を図る。将来現れるであろう影響にあっても、ひとたび気候変動の影響が顕在化すれば社会経済及び自然環境に大きな影響を与えうる分野について、様々な事象を想定してその対策のための施策立案・事前の対応を検討する。(略)

## (参考) 第六次環境基本計画 (R6.5)



### 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方

#### (2) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた各種政策の統合とシナジーの発揮

(略)

上記を踏まえつつ、**個別の環境政策、また、制度的な補完性に鑑み環境分野以外の分野の政策と環境政策との統合（背景としての学術レベルでの連携・統合も含む。）**、それによる**相乗効果・シナジーの発揮**を目指し、**環境負荷の総量の削減、「新たな成長」の視点を踏まえた環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要**である。その際、**持続可能な社会の実現に向けて、トレードオフを回避しシナジーを発揮していく上で、計画策定等の政策決定のなるべく早い段階からの環境配慮が重要**となる。

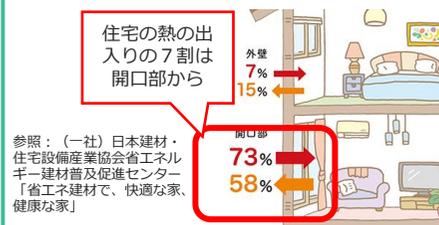
また、環境政策による経済・社会的課題の同時解決を目指し、SDGs の達成に貢献していく。SDGs の目標間の関連性については、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在している。トレードオフを回避することと、シナジーをもたらす統合的な解決が求められており、Win-Win の発想で「どちらも」を追求することが重要であり、SDGs の達成には、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考えるという思考法である「バックキャスト」の考え方が重要とされている。SDGs の考え方を踏まえ、持続可能な事業の実施を行うなど環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めるとともに、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、地域における各種計画・事業の改善に資するようなものにすることが必要である。

# (参考) 他分野の施策への適応の組み込みによるシナジーの強化

- 「適応」と他分野の施策とのシナジーを強化し、**関係者が抱える課題を同時に解決。**
- 「適応」の考え方をあらゆる施策に組み込んでいくことで、**一層効果の高い施策を実施。**

## 緩和×適応

住宅の断熱化を支援し、住宅の脱炭素化を促進。



日射熱対策に加えて、住宅の断熱化を行うことで、冷房効率が向上。脱炭素化と熱中症対策に同時貢献。

災害・停電時に避難施設等へエネルギー供給が可能な再エネ設備等の導入を支援。



再エネ普及により脱炭素化と災害レジリエンス向上(適応)を同時に貢献。

## ネイチャーポジティブ×適応

30by30目標に向けて自然共生サイトを認定。ネイチャーポジティブを推進。



写真) 環境省HPより  
ヒートアイランド現象の緩和、蓄雨機能による都市型水害の減災



写真) 環境省HPより  
緑地の一部は、雨水を地下浸透させ貯留。防災・減災の機能も有した緑地。

自然共生サイトの認定基準の考え方として「適応」を明示。ネイチャーポジティブと適応との同時貢献。

## 観光×適応

地域で保全を行ってきた「良好な環境」を地域の観光資源として有効活用するモデル事業。(R8)

<対象事業例>  
「良好な環境」における、**適応機能を維持・復活させることで、周辺地域の適応とあわせて、観光資源としての価値向上につながる事業**



(事業イメージ例)  
湿原周辺の耕作放棄地を湿地化(洪水調整機能)し、渡り鳥を呼び込み、それら全景を観光資源化。

公募要領において、適応に関する取組も募集。適応の効果のある「良好な環境」の保全と活用を行うモデル事例創出。

## 事前防災×適応

気候変動による災害について学び、その対策(適応策)を実践する機会を提供し、地域における平時の協力連携体制の強化(R7)。



国民への気候変動(適応策)の普及を行いつつ、防災コミュニティの創出に貢献。

- ①雨庭づくりなど適応策の実践を通じて防災知識を学ぶ機会を提供。
- ②気候変動に関心の高い若年層をターゲットとしたセミナーによる気候変動や防災に関する啓発

# (参考) IPCCにおける適応×緩和のシナジーに関する記載

## 3-4. 持続可能な開発との相乗効果とトレードオフ

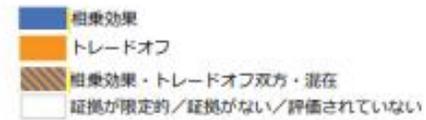
### 持続可能な開発目標と緩和・適応行動に相乗効果

■ 気候変動の影響の緩和と適応における加速した衡平な行動が、持続可能な開発のために非常に重要である。緩和行動及び適応行動は、持続可能な開発目標とのトレードオフよりも相乗効果を多くがある。相乗効果とトレードオフは、文脈と実施の規模に依存する（確信度が高い）。  
(AR6 SYR SPM C.4)

短期的な適応・緩和策はSDGsとのトレードオフよりも相乗効果が多い



多くの緩和及び適応行動は、持続可能な開発目標(SDG)や一般的な持続可能な開発と複数の相乗効果を有するが、一部の行動はトレードオフも伴う。SDGとの潜在的な相乗効果は、潜在的なトレードオフを上回る。相乗効果とトレードオフは、変化の速度と規模、気候正義を考慮した不衡平を含む開発の文脈に依存する。  
(AR6 SYR SPM C.4.2)



# (参考) IPBESにおける適応×生物多様性のシナジーに関する記載



## 生物多様性と気候変動

IPBES-IPCC<sup>\*</sup> 合同ワークショップ報告書：IGES による翻訳と解説

\* IPBES-Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム  
IPCC-Intergovernmental Panel on Climate Change 気候変動に関する政府間パネル 地球環境戦略研究機関

3. (中略) 分野横断的な課題認識、セクター横断の政策及び規制枠組みなどによる相乗効果 (シナジー) の強化は、生物多様性、気候変動緩和及び良質な生活の野心的な目標を達成するための社会変革に貢献する。

1 1. 自然を活かした解決策はさらに、気候変動適応と自然及び自然の恵みとのコベネフィットを生む。

1 3. 豊富な炭素貯蔵量と生物種を擁する陸域・海域の生態系の再生は、気候変動緩和と生物多様性の両方に高い効果があり、気候変動適応の大きなコベネフィットを生む。

1 5. 都市におけるグリーンインフラの構築は、気候変動緩和のコベネフィットを生む気候変動適応と生物多様性再生の手段として利用が拡大している。

1 6. (中略) 陸域と海域における自然を活かした解決策と技術的な対策の融合はまだ初期段階にあるが、気候変動の緩和と適応のコベネフィットや、生物多様性とのコベネフィットをもたらす可能性がある。

2 1. 気候変動適応のための技術的対策は、自然や自然の恵みに深刻な悪影響を与えることがある一方、自然を活かした解決策を補完できる。

2 2. 気候変動の一側面のみで特化した、持続可能性の他の側面を考慮しない適応策は、実際には不適切な適応となり、想定外の悪影響をもたらす可能性がある。

---

**ポイント③：適応の実践促進につながる  
科学的知見の充実**

---

## ポイント③：適応の実践促進につながる科学的知見の充実

### 背景

- **第3次気候変動影響評価では、広範な科学的知見を元に、強い影響を受ける地域や対象、適応策に関する知見など幅広い情報をまとめるとともに、重大性の評価が3段階に細分化されるなど一層の科学的知見の充実が図られた。**一方で、**まだ必ずしも知見が十分でない気候変動影響が存在することや、気候変動影響に対する脆弱なセクターの特定が十分にできていないなどの課題も存在。**
- また、「データ統合・解析システム（DIAS）」の構築による情報基盤の整備、「日本の気候変動2025」の公表、国立環境研究所ではWebGISによる気候変動影響の可視化など、**様々なデータ整備の取組も進められつつある。**

### 基本戦略に組み込む要素（案）

- **今後は、最新の情報や知見の充実化が不可欠であり、継続的に取り組む必要がある。加えて、これらの知見が効果的に活用されるように、必要な情報を示していく必要がある。**
- **国民の気候変動対策の理解促進の観点から、気候変動影響が国民生活にどのような意味があるか等、一層分かりやすく発信していくことが重要。**

#### ＜施策の例＞

- 例えば、国が施策を実施するための重点化を図っていくためには、社会的・経済的に脆弱なセクターをより具体的に特定を進めることや、経済的・社会的な影響の被害の程度を明らかにしていくことで、どの程度のリソースをかけたか、等の具体的な検討につながる可能性がある。
- 緩和策や防災対策、生物多様性対策などとのコベネフィットやトレードオフに関する知見の強化や見える化により、関係者の適応の実践に繋がりやすくなる可能性がある。
- また、世界的、全国的な気候変動影響に関する情報基盤の整備が進んでいるところ、情報発信を含む情報基盤の整備を引き続き行うとともに、地方自治体や民間事業者が活用できるように検討を進めていくことも重要。

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## 2. 課題と今後の展開

### (2) 科学的知見の充実・活用及び気候変動影響の評価

気候変動適応の推進のためには、現在の気候変動影響に関する分析やできる限り精緻な気候変動影響の将来予測が必要となる。これらの情報を継続的に収集すると共に情報の質の向上に取り組む必要がある。とりわけ、気候変動の影響評価において、自然科学的な視点での評価は進んできたが、社会・経済的な脆弱性を考慮した評価は不十分である。今後の気候変動影響評価報告書の作成に向けては特に強い影響を受ける地域（地理的分布）や対象（社会的集団／業種／生態系等）などの脆弱性に関する知見の更なる充実・分析が必要である。**社会・経済的弱者はより深刻な被害を受けるため、社会・経済的な脆弱性を考慮した影響評価は衡平性の観点からも重要**である。

また、適応策の推進のためには、適応策と緩和策や防災対策、生物多様性保全などとの**コベネフィット**や**トレードオフ**に留意する必要があるが、これらの科学的知見は現在十分ではないため、**更なる科学的知見の充実や見える化が必要**である。

また、**気候変動に関する観測データについては長期的な変化を捉える必要があるため、GOSAT シリーズ等の技術衛星の運用を含め継続的な観測の取組が重要**である。さらに、このような科学的知見や情報・データの利活用を促進することが重要であり、A-PLAT や AP-PLATなどの更なる充実と改良により、**アクセス性向上や効果的・効率的な情報発信も含めた情報基盤の強化**が必要である。

# (参考) データ統合・解析システム (DIAS)



## 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業

- 多様かつ大容量の地球環境データ（地球観測データ、気候予測データ等）を蓄積・統合・解析・提供する「**データ統合・解析システム (DIAS)**」を構築。
- 大学・研究機関の研究開発や民間企業等の利活用を支え、気候変動・水課題を中心に社会課題の解決に資する成果を創出。
- データ利活用を更に拡大・展開し、地球環境全体のデータ連携基盤として長期的・安定的に運用する。



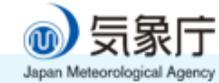
### 【DIASの強み・特徴】

- 約100ペタバイトの大容量ストレージに地球環境データ等をアーカイブ。複数機関が観測した**リアルタイムデータ**や**DIASにしかない大規模気候変動モデルデータ**等を蓄積。
- これらのデータを活用した**高付加価値情報の創出や新たなアプリケーション開発等**が可能な**計算資源**。特に**災害対策等水課題に関する特徴的なアプリケーション**を開発・整備。
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）やGEO（地球観測に関する政府間会合）等を通じた国際貢献や学術研究を推進。

出典：  
文部科学  
省提供

# (参考) 日本の気候変動2025

## 「日本の気候変動2025」とは



- 日本及びその周辺を主な対象として、気温や降水、海水温、海面水位など気候の諸要素で観測/予測されている様々な変化 (=気候変動) をまとめた報告書
- 気候の変化傾向と将来予測という**基盤的な情報を提供**することで、国、地方公共団体、事業者等における気候変動対策の検討・決定を支援

- 文部科学省及び気象庁が、有識者の助言を受けながら作成
- 気候変動の概観、気温、降水・降雪、熱帯低気圧、海水温、海面水位、海氷、高潮・高波、海洋酸性化といった気候要素の観測結果と将来予測のほか、**1.5℃/3℃上昇で起こる将来変化や水災害への取り組み、地域気候変動適応センターにおける取り組み、気候予測データセット2022**についてもコラムを掲載

将来の気候は、**2℃上昇シナリオ (パリ協定の2℃目標が達成された世界に相当)** 及び **4℃上昇シナリオ (追加的な緩和策を取らなかった世界に相当)** に基づき予測



### ●章立て

本編	詳細編	
1		はじめに
2		気候変動とは (概観)
3		大気組成等 (温室効果ガス)
4		気温
5		降水
6		降雪・積雪
7		熱帯低気圧
8		海水温
9		海面水位
10		海氷
11		高潮・高波
12		海洋酸性化
(コラムに記載)	13	大気循環
	14	海洋循環

出典：  
気象庁  
提供

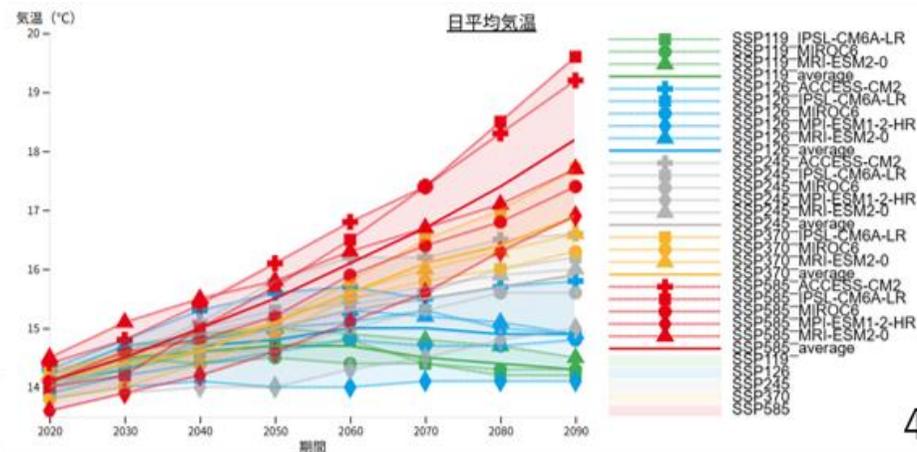
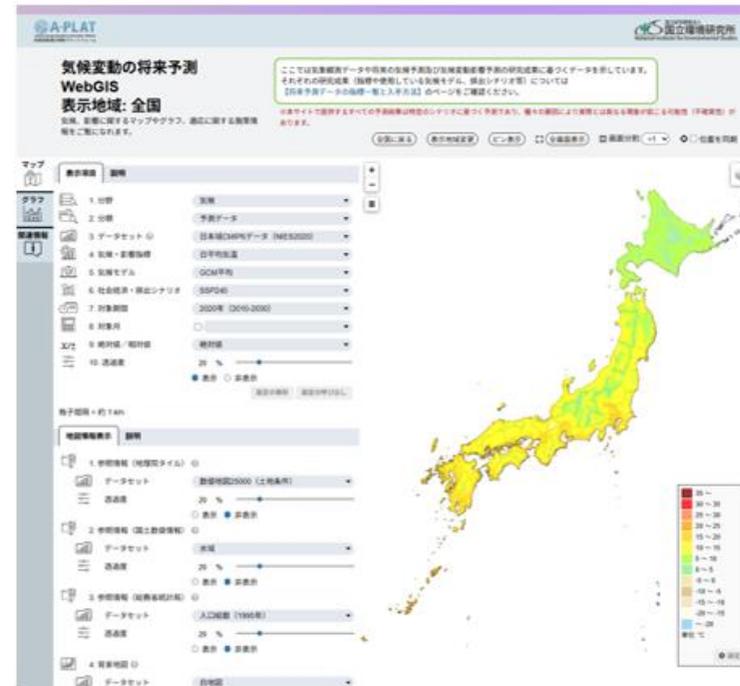
## 行政・実務者ユーザー向けコンテンツ

### WebGIS

- ▶ 気候シナリオ：6
- ▶ 気候変動影響：16指標
- ▶ Web上で地図を編集
- ▶ 参照情報（国土数値情報等）の表示
- ▶ グラフ表示、csvダウンロード
- ▶ GISファイル（shapefile、[geotiff](#)）
- ▶ 直近の改修予定
  - ✓ 編集した地図を画像として保存
  - ✓ 全国平均値、GCM平均値の提供
  - ✓ 雨温図の表示、ダウンロード
  - ✓ S-18成果約100指標の掲載予定

### 気候変動情報スライド出力ツール

- 都道府県、市区町村ごとに地図やグラフを一括ダウンロード



出典：  
国立環境  
研究所  
提供

---

**ポイント④：便益が実感できる適応等による  
地域の実践の促進**

---

## ポイント④：便益が実感できる適応等による地域の実践の促進

### 背景

- 地域気候変動適応センターが各地で設立され、また、地域気候変動適応計画を策定した地域数が増加する等、**体制整備が進捗**。一方で、地方自治体の取組については、以下のような課題も指摘されている。
  - 気候変動の将来予測等に係る**知見・情報の不足**
  - **他部局との調整が難航**。適応策の推進に取り組むに当たって、その有用性を理解し、説明できる必要
  - **地域のベネフィットも創出するシナジー効果のある適応策については、事例が少ないことや既にあるが評価や効果の見える化が十分ではない**
  - **地域適応センターの役割も重要**。地域の特徴やニーズをとらえ、適応策推進により地域に貢献していくことが期待

### 基本戦略に組み込む要素（案）

- 地方自治体の適応策を進める観点では、**取り組みやすさの観点から、地方創生にもつながるものや、日常生活の質を改善しつつ災害時にも役立つもの等、便益が実感できる適応策について、事例の創出・横展開やその効果が見える化していくことが重要**。
- また、適応を実践につなげていくに当たって、**ノウハウの課題が指摘されていることから、自治体が意思決定を行うために活用可能なツールの整備や人材確保を進めていくことが考えられる**。
- **適応策の効果が現れるまでの時間が異なる**という点の留意が必要。

#### <施策の例>

- 例えば、シナジー効果のある適応について、その効果の見える化できるよう考え方を整理することや、事例創出の取組、優良な意思決定プロセスの横展開などの取組が考えられる。

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## 2. 課題と今後の展開

### (3) 地域の適応の促進

(略)

地域適応計画に基づく適応の推進にあたっては、**地方公共団体において計画策定等を担う人員、予算、気候変動の将来予測等に係る知見・情報の不足等が指摘**されている。地方公共団体は地域適応計画以外にも様々な計画策定が求められる中、特に規模の小さな市町村においては、その傾向が顕著であり、地域適応計画策定のハードルが高くなっている。さらに、気候変動は農林水産業や健康、防災など多岐に亘る分野に影響を及ぼすため、地域適応計画の策定にあたっては、農林水産、都市整備、健康・医療など様々な庁内部局との連携が必要となる。**地域適応計画が法定計画に格上げされたことにより庁内の連携がとりやすくなったとの意見がある一方で、他部局との調整が難航している事例**は多く、地域適応計画の策定を所管する環境部局が原案を作成するのではなく、原案作成の初期段階から他部局と協働するという取り組み方も必要ではないかとの指摘がある。また、国レベルで各省との連携強化を図り、各省がそれぞれの自治体の所管部局に下ろしていくような取組も、自治体内での連携強化にとって有効ではないかとの指摘もある。さらに、**関係部局も含め、自治体が地域適応計画策定を含む適応策の推進に取り組むにあたっては、人員や予算確保の観点からもその有用性を理解し、説明できる必要**がある。例えば、適応策がサステナブルな街づくりや強靱で住みやすい地域社会の構築などへの貢献、農林水産業への被害回避・軽減など、適応による地域へのベネフィットの見える化及びそれを説明できることが必要である。

(続く)

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## 2. 課題と今後の展開

### (3) 地域の適応の促進

(続き)

気候変動への影響は多岐にわたり、自治体の限られたリソースの中で効率的、効果的に適応策を講じていくことが必要となっている。適応策は気候変動に対する強靱な地域の実現だけでなく、防災や生物多様性など他分野とのシナジーにより地域の課題を同時に解決し、地域のウェルビーイングを向上させるポテンシャルがある。そのため、地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画や生物多様性地域戦略等の横断的な対応が求められる関係計画との一体策定を促進することは、政策の有効性や効率性を得る観点から重要であると考えられる。**地域のベネフィットも創出するシナジー効果のある適応策については、事例が少ないことや既にあるが評価や効果の見える化が十分ではないことが課題として上げられるため、事例の創出、科学的知見に基づく評価の推進、それらの他の地域への横展開に取り組む必要**がある。

地域適応計画は作って終わりでは意味がなく、適応策の実施が重要である。地域の適応の推進に向けては、地域適応計画の PDCA サイクルをまわし、また、そこで得られた成功事例などの知見を他の地域に共有し、横展開を促していくことが有益である。自治体や企業、国民 1 人 1 人の行動変容につながるようさらなる情報発信や能力強化に取り組む必要がある。

**地域適応の取組の強化にあたっては、地域適応センターの役割も重要となる。地域の特徴やニーズをとらえ、適応策推進により地域に貢献していくことが期待**される。一方で、地域によってセンターの設置の背景や形態等が異なることから、それぞれに求められる役割も異なっている。国立環境研究所気候変動適応センターには、このような地域適応センターの実態を踏まえ、一定の共通的なビジョン等を示しつつ、各地域のニーズに合わせて柔軟な形で支援していくことが期待される。

# (参考) 適応法に基づく地域気候変動適応センター設置状況 (令和8年2月現在)

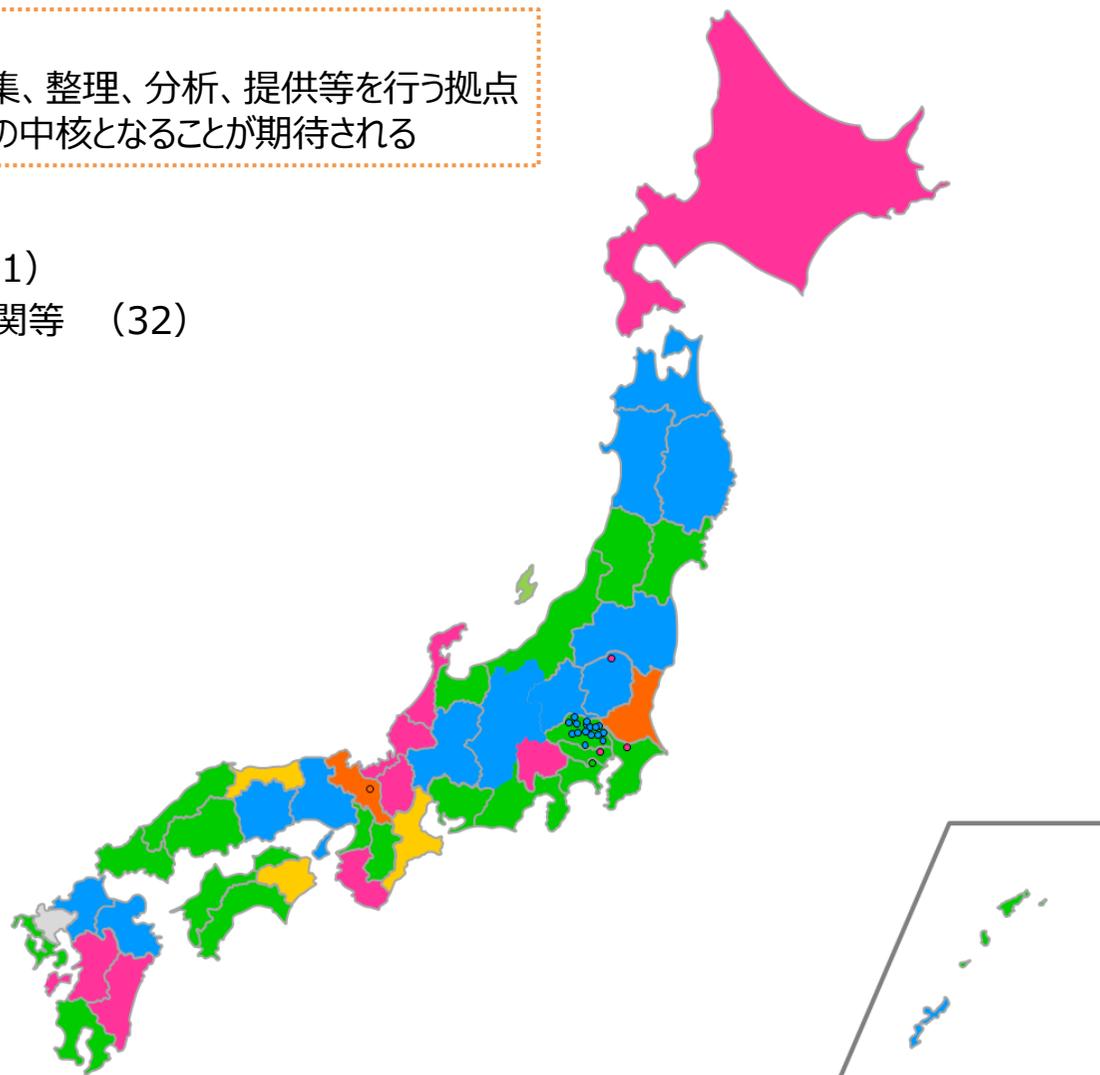
**2026年2月末現在、69センター※ (1都1道2府42県 3政令市 21市区町) で適応センターを確保**  
その他、多くの自治体で設置に向けて検討中

※センター数は、複数の地方公共団体が共同で設置した場合は1件とカウントしているため、自治体数の合計とは一致しません。

## 地域気候変動適応センターとは

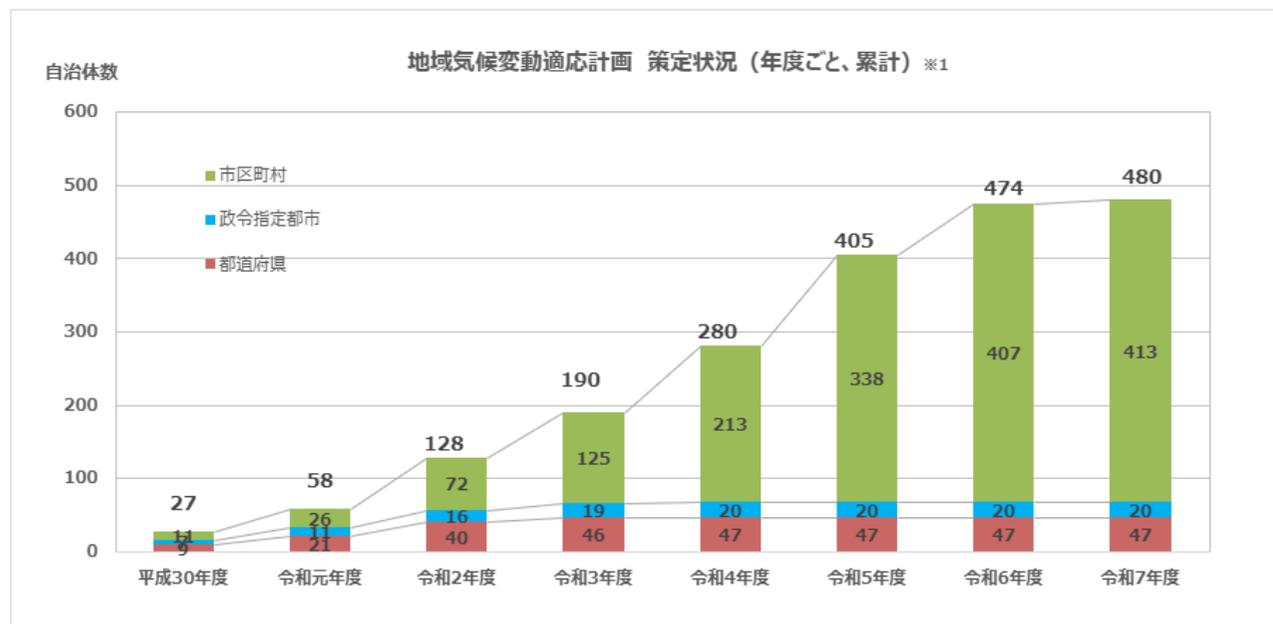
- 地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点
- 国立環境研究所と協力しながら、地域における情報の中核となることが期待される

- 地方公共団体(庁内組織等)単独 (11)
- 地方公共団体(庁内組織等)+研究機関等 (32)
- 地方環境研究所 (21)
- 大学等研究機関 (2)
- 民間の機関 (3)



# (参考) 適応法に基づく地域適応計画の策定状況 (令和8年2月現在)

2026年2月現在で480自治体(47都道府県、20政令市、413市区町村)が地域気候変動適応計画を策定



策定の形式		都道府県	政令市	市区町村
適応計画単独		5	0	9
温対計画の一部		31	19	258
環境基本計画の一部	適応計画のみ合わせて策定	0	1	5
	温対計画と適応計画のみ合わせて策定	2	0	91
	それ以外の計画とも合わせて策定※2	8	0	45

最新の計画策定期間※3	都道府県	政令市	市区町村
平成30年度	1	0	4
令和元年度	1	1	9
令和2年度	10	3	37
令和3年度	8	5	56
令和4年度	20	7	97
令和5年度	7	3	131
令和6年度	0	1	71
令和7年度	0	0	8

※2 環境教育等の行動計画、生物多様性戦略、廃棄物処理計画、その他の計画を合わせて策定している事例があります。 ※3 最新の計画（改訂含む）の策定状況を集計出典）気候変動適応情報プラットフォームの情報を元に作成。情報を収集したタイミングによっては、過年度分含め数値が増加する可能性があります。

## (参考) 気候変動適応×地方創生事業 (令和8年度～)

- ・地域の関係者が連携して行う「気候変動適応×地方創生」につながる取組をモデル事業として支援。
- ・取組による気候変動適応策としての効果、他分野とのシナジー効果、地方創生策としての効果の評価を試行。
- ・モデル事業の成果、効果測定の手法等を、事例としてA-PLAT等を通じて全国に発信する。

### 例1 球磨川流域における流域治水の取組

- 熊本県立大学、熊本県、肥後銀行が幹事機関となり、民間企業（MS&AD等）・大学等48者とともに「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点を運営。
- 金融機関・地元企業と高校などが連携し、湿地保全、生態系保全、雨庭づくり（水害対策）、スタディツアーの開催等に取り組む。



(出典) 熊本県立大学「地域共創流域治水」ウェブサイト

### 例2 高温水に強いワカメの品種開発

- 紀伊水道では、年平均水温が40年間で約1.5℃高くなる。徳島県では、ワカメの生産量がほぼ4割まで落ち込んでいた。
- そこで徳島県立農林水産総合技術支援センターが、高温水に強いワカメを開発。
- 可食部重量は1.2～1.9倍、またこれまでより早く収穫でき、品薄期に付加価値の高い「新もの」として出荷も可能となった。



(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム 取組事例インタビュー

---

**ポイント⑤：気候変動適応を通じた民間企業の  
競争力強化**

---

## ポイント⑤：気候変動適応を通じた民間企業の競争力強化

### 背景

- 環境省では、民間企業の気候変動適応ガイドの公開や、気候変動リスク分析情報サイトの公開や、気候変動リスク産官学連携ネットワークの立ち上げ等や、A-PLATを通じた適応ビジネス事例の共有を通じて、**「気候リスクマネジメント」「適応ビジネス」などの民間企業の取組の後押し**を進めてきたところ。
- この点、**企業による気候変動の物理的リスク及び機会に関する情報開示が広がってきている。**

### 基本戦略に組み込む要素（案）

- 民間企業の適応の取組を促進するにあたっては、**企業にとってのベネフィットの見える化等を通じて、民間企業の取り組みやすい環境整備を進めていくことが重要。**
- また、民間企業が適応へ参加しやすくなるよう**金融機関と連携した取組も重要**であり、参画しやすくなるよう留意して進めることが必要。
- 適応ビジネスの推進の観点では、製品・サービス等を利用する**消費者の理解増進も重要**な点も留意。

#### <施策の例>

- 例えば、金融機関等が比較しやすくなるような方法について産官学場で議論を進めることや、製品・サービスベースの適応効果について見える化を検討すること等を通じて、企業の取組を促すことが考えられる。
- 引き続き、気候変動リスク産官学連携ネットワークにおける情報交換や、気候変動リスク分析情報サイトの充実化などの取組も重要。

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## 2. 課題と今後の展開

### (4) 民間企業の適応の促進

**企業が気候変動適応に戦略的に取り組むことは、事業の持続可能性を高める上で必要不可欠であるだけでなく、顧客や投資家などからの信頼を高めることや適応に関する新たな事業（適応ビジネス）の機会を創出することなど企業の競争力を高める観点からも重要**となっている。

企業による気候変動の物理的リスク及び機会に関する情報開示が広がってきているが、プライム市場に上場する大企業においても将来の気候変動影響に関するデータや専門的な知見を持つ人材の不足等の課題があり、経営判断に必要な情報を得られていないケースが多くある。また、今後、大企業のサプライチェーンを支える中小企業においても気候関連リスクや機会の分析・開示等を求められていく可能性が高いため、気候変動影響への理解促進に加えて、必要なデータやツールへのアクセス向上や気候変動関連データと事業に関連するデータを組み合わせた分析・評価などの適切な活用手法の検討など、利活用のためのさらなる環境整備が求められている。そのため、関係省庁等との連携による気候変動関連データの利活用に向けた検討の継続や、データ提供側とデータ利用側の対話の場である「気候変動リスク産官学連携ネットワーク」の活用促進、また、気候変動影響に関する理解を促進し、物理的リスクに関する開示動向及び事例、分析手法やツールなどの情報へのアクセス向上を目指し、事業者が取り組みやすい環境整備の取組の一つとして「気候変動リスク分析情報サイト」の更なる充実が必要である。

また、民間企業の適応の取組を促進するにあたっては、**企業にとってのベネフィットの見える化が重要**である。例えば、労働者の健康は企業にとってメリットがあり、「健康経営」が注目されている。認定制度もあり、認定のロゴマークを名刺につけるなどにより企業の付加価値になっているとの指摘もある。

民間企業等の**気候変動によるリスクの低減、事業機会の創出を促進するにあたっては、気候変動リスク分析の実施事例や適応ビジネスの成功事例について、体系化し、横展開を図る等により、さらなる好事例の創出**を進めていくことが必要である。

# (参考) 民間企業の適応

- 企業の気候変動の物理的リスク分析や適応の進め方について、ガイドやポータルサイトを通じて情報提供。また、企業とのネットワークを通じて、将来予測データへのニーズを把握し、科学的知見の活用を促進。

## 改訂版 民間企業の気候変動適応ガイド

— 気候リスクに備え、勝ち残るために —

戦略的気候変動適応とは? 民間企業における適応取組の進め方をガイド

令和4年3月改訂

[https://adaptation-platform.nies.go.jp/private\\_sector/guide/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/private_sector/guide/index.html)



## 気候変動リスク分析情報サイト

物理的リスク分析に関する情報を一元的に提供。最新動向の解説記事や、企業の開示動向・事例、分析に活用できるデータ等を掲載。

### 主なコンテンツ



- ✓ **トピックス**  
: トレンド情報に関する特集記事、関係者インタビュー等
- ✓ **業種別開示トレンド**  
: 業種別・想定リスク別に、対応策・開示事例を一覧化
- ✓ **情報開示事例ナビ**  
: TCFDに関する企業の開示事例を紹介
- ✓ **シナリオ分析に活用できる情報**  
: 想定リスク・シナリオに関連する予測データ等

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/tcf-scenario-analysis/>

## 気候変動リスク産官学連携ネットワーク

気候変動影響予測情報の適切な活用や、ニーズに応じた情報提供促進を目指し、産官学の意見/情報交換の場として設立。

会員機関

気候変動リスク情報（主に物理的リスク）を活用しコンサルティングサービス等を提供している企業 等

約60  
団体

活動実績

会員機関向け勉強会・セミナー 年4回程度  
公開シンポジウム 年1回、  
その他、分科会活動やメーリングリストを通じた情報共有を実施

主催

環境省、文部科学省、国土交通省、金融庁、国立環境研究所

[https://adaptation-platform.nies.go.jp/private\\_sector/risk\\_network/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/private_sector/risk_network/index.html)

---

**ポイント⑥：サプライチェーンの強靱化等につながる  
国際協力の推進**

---

## ポイント⑥：サプライチェーンの強靱化等につながる国際協力の推進

### 背景

- 気候変動影響は世界各国で既に生じており、世界のあらゆる国々の持続可能な開発にとって脅威。**我が国が有する科学的知見や技術等を活かして、開発途上国の適応能力の向上等を進めることが必要**である。
- また、インフラシステム海外展開戦略2030では、**開発途上国等の開発において民間主体が果たす役割の重要性が認識される**中で、各国や各機関は民間資金の動員に向けた取組を強化している旨言及。
- さらに、サンティアゴネットワークや、損失と損害対応基金などの国際ネットワークや国際基金も存在。これらを活用することで、**民間主体の取組の規模を拡大し、より多くの国や地域への支援へつなげることも可能であり、民間企業の力を最大限活かした国際協力の更なる展開が期待。**

### 基本戦略に組み込む要素（案）

- 開発途上国の適応能力向上に向け、AP-PLATを通じた科学的知見の共有やツール活用支援を含む人材育成の強化、国際ネットワークを活用した支援の推進が求められる。
- さらに、**早期警戒システム（EWS）など日本の先進技術の国際展開支援を通じ、国際協力の促進、サプライチェーン強靱化、民間企業のビジネスチャンス創出につなげることが重要。**

#### <施策の例>

- 例えば、EWSについて、グローバルサウス等の新たなアジア太平洋地域への海外展開を行うこと等、取り組みを拡大していくこと等が考えられる。

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## 2. 課題と今後の展開

### (6) 国際展開

**気候変動影響は世界各国で既に生じており、世界のあらゆる国々の持続可能な開発にとって脅威であることから、我が国が有する科学的知見や技術等を活かして、開発途上国の適応能力の向上及び適応ファイナンスの支援を進めることが必要である。**また、我が国の民間事業者の多くが開発途上国において事業活動を展開しており、開発途上国における適応能力の向上はこれらの民間事業者の安定的な事業活動にも寄与する。さらに、**日本の優れた適応に係る技術やサービスを海外展開していくことは、我が国の民間事業者のビジネスチャンスにもなり得る。**

開発途上国における適応計画の策定を含む適応能力の向上に向けては、AP-PLAT を通じた科学的知見の共有、ツールの活用支援を含む人材育成等の強化に加え、GAN、APAN、AITRRC.AP、APN、SPREP/PCCC、国連機関などの国際ネットワークを通じた支援を実施していくことが必要である。さらに、開発途上国における適応策の実施を緩和策や他分野とのシナジーをもって促進していくため、公的資金のみならず民間資金の活用に取り組んでいく必要がある。様々な技術協力をバラバラに国際展開するのではなく、適応や防災、農業など関連する施策を統合して展開していくことが効果的ではないかとの指摘がなされている。そのため、JICA や国際機関等に加え、関係省庁や企業等との更なる連携強化が必要である。

# (参考) インフラシステム海外展開戦略2030



## 第1章 基本的な方向性

### 1. 本戦略策定の背景 (環境変化・課題)

プレーヤーについては、特に東南アジア地域において、ODA卒業国や中進国・中進国入りが見込まれる国が増加するとともに、新興国においても現地企業が飛躍的に成長して競争が激化し、我が国企業の競争力の相対的な低下につながっている。さらに、開発途上国等は公的対外債務の増加に慎重な傾向が見られる。**国際的には、開発途上国等の開発において民間主体が果たす役割の重要性が認識される中で、各国や各機関は民間資金の動員に向けた取組を強化**している。この動きを踏まえてインフラシステムの海外展開のビジネスモデルを変化させていく必要がある。

## 第2章 具体的な施策

### 1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化 (相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応)

また、インフラシステムの提案に当たっては、我が国と相手国の双方が裨益する案件の創出に向けて、相手国のニーズや事業展開のボトルネック等を確認する案件発掘調査を実施するとともに、第三国市場における連携も含め、現地の状況を踏まえた事業化のための実証事業や協業等を行っていく。さらに、外交政策上、戦略的に取り組むべき分野においては、企業や公的機関等課題解決力を有する多様な主体と連携して行われる「オファー型協力」を通じ、ODAやその他の公的資金(OOF)、民間資金を含む形で、日本の強みを活かした魅力的な協力メニューを能動的に提案する。

## (参考) サンティアゴ・ネットワーク (SN)

### ■ 目的

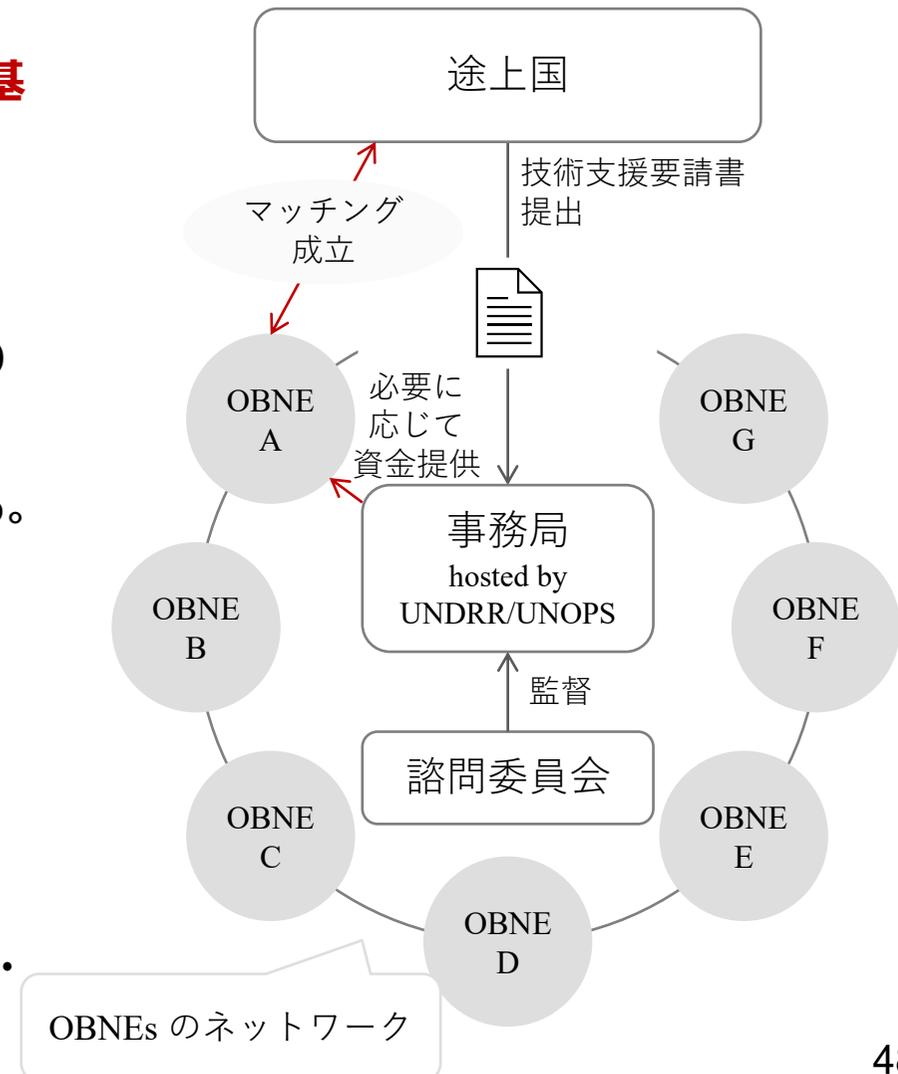
損失と損害対応において途上国を支援するため、**関連するさまざまな組織、団体、ネットワーク、専門家 (OBNEs) からの技術支援の提供を促進。**

### ■ 運営方法

- ✓ 2019年 (COP25) 設立。**途上国から提出される要請書に基づき、マッチングプロセスを経て選定された OBNEs が技術支援を提供する。**支援提供期間中は進捗状況がモニタリングされるとともに、成果や教訓が文書化・共有される。
- ✓ 現在指定されている OBNEs は 82。多くは国際機関や NPO であるが、**民間企業、個人も含まれる。**
- ✓ 独自財源もあり、事務局等の運営費や技術支援に充当される。資金は先進国から拠出されており、およそ 4,200 万米ドル (約 65 億円) に達する。

### ■ 指定の基準・要件

- ✓ 関連する専門的知識を有すること
- ✓ 最低 3 年の経験
- ✓ 人権、先住民族や地域社会の権利、ジェンダー平等、環境・社会セーフガードを遵守する



## (参考) 損失と損害対応基金 (FRLD)

### ■ 目的

- 気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国が損失と損害に対応できるよう、**特に損失と損害への対処（災害発生後の対応）に重点を置いて支援。**

### ■ 運営方法

- 2022年（COP27）設立。独立した事務局によって運営され、年 2 回以上の頻度で開催される理事会により管理・監督される。理事会メンバー（計 26 名）の構成や資金源等を定めた基本文書（Governing Instrument of the Fund）が既に策定されている。
- 資金源には先進国政府からの拠出金だけでなく、民間や革新的なソースを含む多様なソースが含まれる。
- 理事会のホスト国はフィリピン、事務局のホスト及び資金管理機関（Fund Trustee）は世界銀行。

### ■ 資金運用の動向

- 2025 年 6 月末時点の FRLD への資金拠出表明額は約 7 億 9,000 万米ドル（約 1,200 億円）。
- **本格運用はこれから。2025 ~ 2026 年に総額 2.5 億米ドル（約 390 億円）の初回介入が実施される（バルバドス実施モダリティ）。**

# (参考) EWS官民連携協議会

## 目的

ASEAN地域を始めとするアジア太平洋地域において、日本の民間企業によるビジネスセクター向けの早期警戒システムの導入（観測機器の整備、観測データの分析・予測、気候情報サービスの提供等）や早期警戒システムを活用した事業展開を進めるため、関係する行政機関・公的機関や日本の民間企業等との連携の下で取り組む体制を構築するとともに、まずは先行的に早期警戒システムのプロトタイプを構築し、導入に向けた道筋を付けることを目指す。

## EWS官民連携協議会（2023年6月設立）

### ■ 協議会メンバー

【主催】 環境省

【関係機関】 内閣府防災担当、国交省、気象庁、外務省、経済産業省、国際協力機構(JICA)、宇宙航空研究開発機構(JAXA)、国連防災機関(UNDRR)駐日事務所、日本アセアンセンター 等

【民間企業等】 約60社（気候情報サービス、気象観測機器等製作、気象予測システム開発、通信サービス、リモートセンシング技術、損害保険、開発コンサルなど）



### ■ 開催内容

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 第1回（令和5年6月27日(火)）  | ： EWSイニシアティブ及びEWS官民連携協議会について             |
| 第2回（令和5年10月31日(火)） | ： ASEAN諸国におけるEWS導入促進に向けたビジネスモデル提案の方針説明 等 |
| 第3回（令和6年1月23日(火)）  | ： ビジネスモデル提案に関する意見交換 等                    |
| 第4回（令和6年7月2日(火)）   | ： ビジネスモデル実装に関する活動計画の説明 等                 |
| 第5回（令和6年10月31日(木)） | ： ビジネスモデル実装に関する現地調査結果の報告 等               |
| 第6回（令和7年3月14日(金)）  | ： ビジネスモデル実装に関する年度総括と展望の発表 等              |



【令和7年度第1次補正予算額（案） 56百万円】

官民連携のもと、日本の優れた早期警戒システム(EWS)のグローバルサウス諸国への展開を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 日本の重要貿易相手国を対象に、日本企業の有する優れたEWS関連技術の海外展開を促進する。
- ② 現地の操業に影響を及ぼし得る気象リスク情報へのアクセスを改善することで、日本企業の事業展開を後押しする。
- ③ 官民連携によるEWS導入の取組を国際社会に発信し、自然災害への備えにおける日本の主導的立場を確立する。

## 2. 事業内容

環境省は令和5年度に「アジア太平洋地域における官民連携による早期警戒システム導入促進イニシアティブ」を公表した。気候変動影響に脆弱な地域社会のレジリエンス強化を目的に、途上国のより広範なニーズに対応するため、複数のEWS関連技術を組み合わせたパッケージ化が有効である。

本事業では、我が国のサプライチェーンにおいて戦略的に重要なグローバルサウスの国・都市のニーズを踏まえ、EWS関連技術を有する複数の企業と連携し、パッケージによるフィージビリティスタディ(FS)を支援する。

具体的には、対象国・都市における自然災害リスクを特定した上で、例えば気象関連情報サービスを中心に、予測・防災マップやモニタリングとの組み合わせにより、災害が差し迫る前から事前防災に取り組めるシステムを当該地で提供することの実現可能性を検討するため、技術・サービス間の連動性、現地社会制度、市場動向等を調査する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

## 4. 事業イメージ

グローバルサウスの2都市程度を対象にEWS関連技術のパッケージによるビジネス展開を検証

コンサル + 日系企業共同体

A国FS

例：インド  
サプライチェーン強化の  
ための気象予測

B国FS

例：バングラデシュ  
日本企業の工場集積  
地域での洪水対策

パッケージ例



モニタリング



気象情報サービス



---

# 国民への情報発信に関する視点

---

# 国民への情報発信に関する視点

## 背景

- 国民一人一人のレベルでの適応の推進も前提として、国が適応を推進するうえで国民の理解があることが基盤として重要。**各基本戦略に関連する共通的な視点として扱ってはどうか。**

## 基本戦略に組み込む要素（案）

- 緩和と適応の両輪で気候変動対策を進めることが必要**であり、緩和、影響評価も含めた**気候変動問題全体でのコミュニケーションを意識することが重要。**
- 自然な形での情報提供を通じて、**自分事化による具体的な行動へとつなげられるよう日常生活における接点を持った情報発信が重要。**
- 幅広い層に対して科学的知見や適応に関する情報発信、働きかけを実施することが重要。**このため、環境省に加え地方公共団体、民間企業、各種団体など**多様なコミュニケーターと連携した取り組みが必要。**
- 多様な立場や価値観を持つ国民1人1人が、気候変動の影響や適応等について互いに理解し学び合えるような**対話の機会を積極的に生み出すよう意識**することが重要。

### <施策の例>

- 例えば、SNS など若年層が接している情報ツールの活用や、教育セクターとの連携、コミュニケーターの活用可能なコンテンツ作成など、幅広いアプローチを検討していくことが考えられる。

# (参考) 気候変動適応法施行後5年の施行状況に関する検討 中間取りまとめ (令和6年8月)



## 2. 課題と今後の展開

### (5) 国民とのコミュニケーション

気候変動適応を促進するためには、国民1人1人が気候変動の影響を理解し、気候変動への適応を自分事として捉え、行動変容に結びつけていけるよう取り組んでいくことが重要である。その第一歩となる国民の気候変動影響の理解の促進に向けては、おおむね5年ごとに作成される気候変動影響評価報告書の果たす役割は大きく、科学的知見に基づき気候変動の影響を整理し、さらにそれを国民等に分かりやすく伝えていくことが重要である。また、**伝える対象ごとに、分かりやすい伝え方や有効な手段・内容が異なることが想定され、コミュニケーターの育成を含め、効果的な理解及び行動変容の促進に取り組む必要**がある。

とりわけ、若年層の認知度等が低い傾向にあると考えられることが課題の一つである。原因としては、若年層は気候変動影響を昔と比較して実感できないことや、気候変動の影響に関する学習の機会が十分でないこと、マスメディアに接しないことが背景にあるのではないかなどの指摘があり、**SNS など若年層が接している情報ツールの活用などを含め、効果的なアプローチを検討していくことが必要**との指摘がされている。

また、多くの国民にアクセスが可能なメディアとの連携も重要である。例えば、全国で活躍する気象予報士・気象キャスターが、「気候危機に関する気象予報士・気象キャスター共同声明」を2024年6月5日に発表し、日常的な気象と気候変動を関連付けた発信などに取り組んでおり、**国民とのコミュニケーションにおいては、気候変動について国民1人1人が身近にまた自分事として感じてもらえるよう、このようなコミュニケーターとの連携も重要**ではないかとの指摘がされている。さらに、防災や農業、観光、産業、健康など様々な分野における国民が実感しやすい気候変動適応の成功事例を見せていくことも有効ではないかとの指摘がされている。

# (参考) 気候変動の科学的知見に係る情報発信の例

- FAQを中心にしたウェブページを開設（環境省脱炭素ポータル内）（2025年12月）
- IPCCシンポジウムを例年開催（2025年度は2026年1月30日開催）
- 環境副大臣による、気候変動の科学的知見の普及に関するメッセージ配信（2025年7月）



IPCCシンポジウム(2024年9月)の様子



## (参考) 国民の理解増進と情報発信

- 「適応法施行後5年の中間とりまとめ」において、国民とのコミュニケーションに関して、国民1人1人が気候変動への適応を自分事として感じてもらえるよう、効果的なアプローチの検討が必要等の課題が示された。
- 適応室として今後は一方的に「伝える」だけでなく、受け手に「伝わる」こと意識したコミュニケーションの視点を取り入れた取組を進めていく。そのため、緩和等含めたシナジーを活用しつつ生活に身近な情報や地域課題と結びつけた発信を、コミュニケーターと連携して行い、対話や参加の機会を通じて行動へとつなげていく。

これまで適応法に基づき、推進体制や計画の整備、情報基盤の構築などを通じて、適応に関する基礎的な知識や情報の発信を行い、国民の理解を深めるための土台の構築。

### 課題

一方で適応を「自分事」として捉えられておらず、具体的な行動に結びついていない。

### 今後アプローチしていく上で意識していく観点



緩和、影響評価も含めた気候変動問題全体でのコミュニケーションを意識。他にも、防災や農業、観光、産業、健康など様々な分野における国民が実感しやすい適応の成功事例を見せていくことでも効果的なコミュニケーションを図る。



日常生活における接点において、気候変動への危機感も活用しながら、自然な形での情報提供を通じて、自分事化による具体的な行動へとつなげる。



環境省に加え地方公共団体、民間企業、各種団体など多様なコミュニケーターと連携することで、幅広い層に対して科学的知見や適応に関する情報発信、働きかけを実施する。



多様な立場や価値観を持つ国民1人1人が、気候変動の影響や適応等について互いに理解し学び合えるような対話の機会を積極的に生み出すよう意識。

今後パンフレット作成、説明会開催等においては、こうした視点を踏まえ、国民との効果的なコミュニケーションを推進していく